

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）第4条第3項若しくは第5条第1項、第8条第3項又は第9条第1項	広告物等の表示若しくは設置の許可、その許可の期間の更新又はその許可を受けた広告物等の変更若しくは改造の許可	景観政策課

- 1 審査基準は、盛岡市屋外広告物条例第3条から第6条まで、盛岡市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第20号）第4条、第6条から第8条まで、第12条及び別表第1から別表第7まで、盛岡市屋外広告物条例Q&A（令和2年4月編集）、建築物に表示・設置する広告物の壁面割合を審査する際の対象壁面の判断基準（平成30年4月1日都市整備部長決裁）、壁を有しない開放部をもつ建築物に表示し、又は設置する広告板等の許可基準（令和2年3月2日都市整備部長決裁）、塀等の工作物に表示し、又は設置する広告板等の許可基準（平成24年12月13日都市整備部景観政策推進事務局長決裁）並びに公共目的の広告物をフェンス等に設置する場合の許可基準（令和2年3月2日都市整備部長決裁）とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文や解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。